

2 農事組合法人の株式会社への組織変更

(1) 制度の目的

農事組合法人制度は、その目的が農業生産の協業化を図ることであることから、法人の行い得る業務は、共同利用施設（農機具の共同所有、共同防除等）の設置及び農業の経営とそれに附帯する事業のみに限定されています。

しかしながら、農事組合法人の中には、

- ・ 農業を営みつつ、さらなる事業の多角化を図りたい
 - ・ 協同組織に由来する員外利用制限等が現在の事業展開に支障となっている 等
- から、こうした制限のない他の法人類型に組織変更を検討しているところもあります。

平成14年の農協法改正前までは、農事組合法人を一度解散し、改めてその構成員が出資して別の法人を設立する必要がありましたが、このような場合、

- ・ 解散による組合員持分払戻しにより、これまで協同で実施してきた構成員の関係が形式的に一度完全に切れてしまうこと
- ・ 解散・設立の手続が煩雑である上に、数ヶ月は事業を停止せざるを得ないこと
- ・ 清算財産に係る課税等があること

から、実際には組織変更はほとんど行われていませんでした。

このような課題を克服し、円滑に組織変更を図る観点から、平成14年の改正では、農協法の中に農事組合法人から株式会社への組織変更のための規定が設けられて、農事組合法人を解散することなく、組織変更ができるようになっていきます。

(2) 制度の内容

① 対象範囲（農協法第73条の2）

出資農事組合法人から株式会社への組織変更

② 組織変更計画の総会承認（農協法第73条の3第1項及び第2項）

株式会社に組織を変更するためには、組織変更計画を作成し総組合員の3分の2以上の多数の賛成による特別決議が必要です。

株式会社への組織変更事項は重要事項なので、総会開催日の2週間前までに、会議の目的、組織変更計画の要領、組織変更後の会社の定款、組織変更後の会社の取締役及び監査役の選任に関する議案の要領を示して全組合員に通知することが必要です。

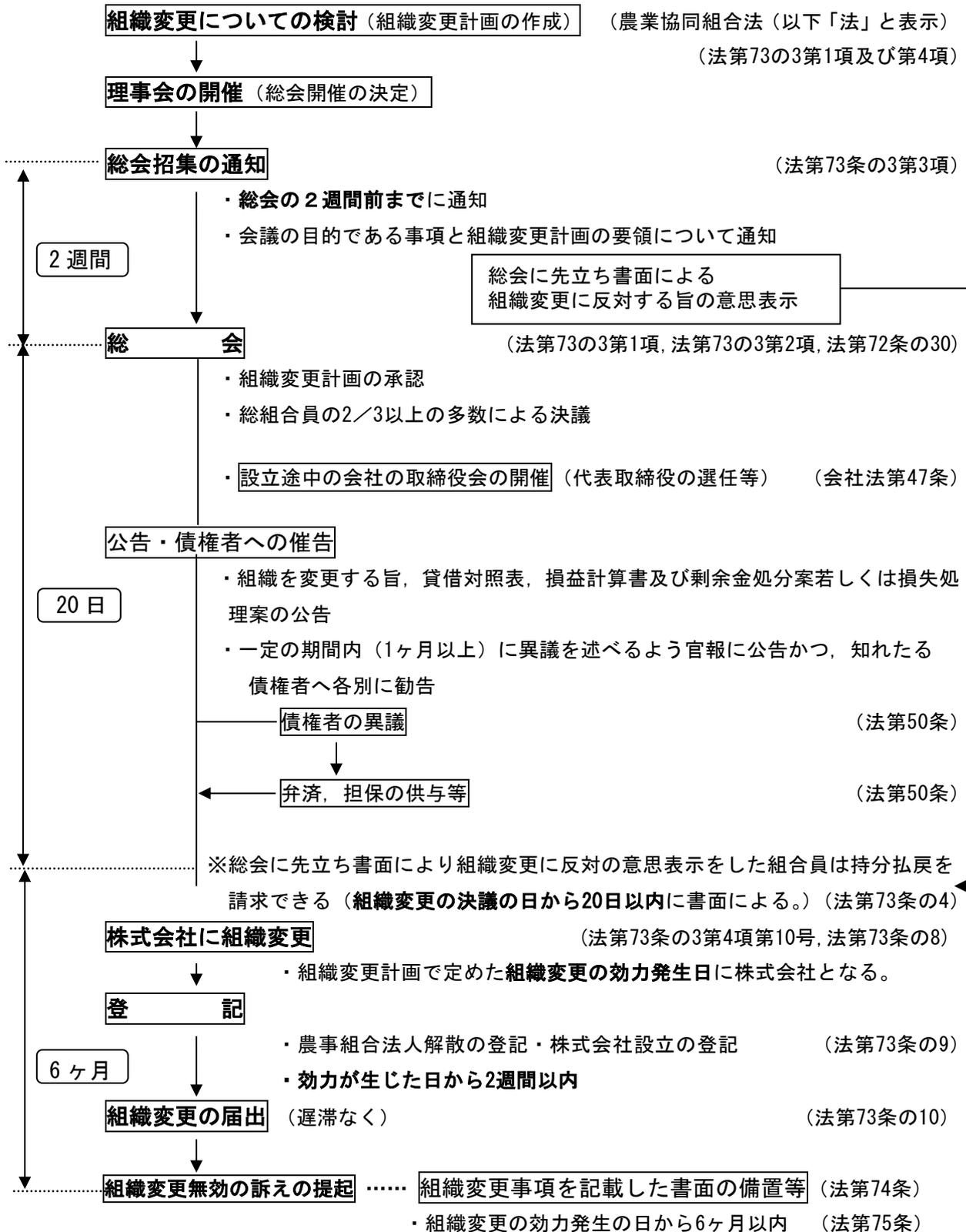
③ 組織変更計画で定める事項（農協法第73条の3第4項）

- ・ 組織変更後の株式会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数
- ・ 組織変更後の株式会社の定款で定める事項
- ・ 取締役のほか、会計参与、監査役、会計監査人を設置する場合はこれらの氏名又は名称その他の事項

④ その他（農協法第73条の4）

組織変更反対の組合員は持分の払戻しを請求して農事組合法人から脱退することができます。

(3) 農事組合法人から株式会社への組織変更手続



(1) 行政庁への届出

組織変更をしたときは, 遅滞なく, その旨を県知事に届け出る必要があります (農協法第73条の10, 広島県農業協同組合法施行細則第3条第2項第9号)。